

業態転換

小売業

コロナ前

アパレルショップを経営していたところ、コロナの影響で実店舗での売上げが減少

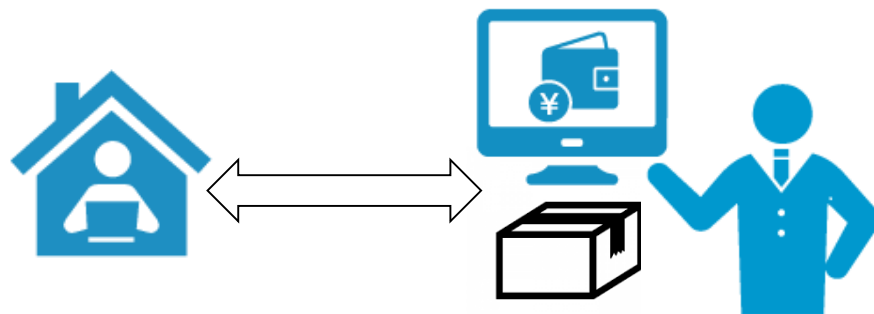


アパレルショップの経営

業態
転換

コロナ後

ECサイトや注文管理システムの構築、店頭販売からの誘導等によりネット販売を新たに開始



ECサイトによるネット販売

業態転換に該当するためには（事業計画で示す事項）

- ① 製品方法等の新規性要件を満たしている。
- ② 商品等の新規性要件又は設備撤去等要件を満たしている。
- ③ 3～5年の事業計画期間終了後、ECサイトによるネット販売の売上高が総売上高の10%以上となる。

※公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン等）の購入費は補助対象外。